

愛知労働局の非常勤職員の募集について【募集要項】

新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定を取り消されたり、アルバイト収入を失うなど、経済的に困難な状況にある学生等を対象に、愛知労働局において労働関係にかかる一般業務の補助に従事していただく方を募集します。

1 職種

愛知労働局の臨時事務補助員（非常勤職員）

2 業務内容

労働保険関係の事務補助（データ入力、照合作業、ファイリング等）

3 募集人員

3名程度

4 対象者

学生等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、公共職業能力開発施設等に在学する者または令和2年3月に前述の大学等を卒業した者）であって、就職の内定を取り消されたり、アルバイト収入を失うなど、経済的に困難な状況にある方

5 雇用期間

令和2年8月1日（相談可） ～ 令和2年10月31日

※試用期間なし。

※契約は期間満了により終了し、契約の更新はありません。

6 勤務地

名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング

愛知労働局総務部 労働保険適用・事務組合課

7 給与

時間額 1,033円 ～ 1,213円

8 諸手当

通勤手当（規定により支給、上限55,000円/月）

9 昇級
なし

10 賞与
なし

11 社会保険等
健康保険、厚生年金保険、雇用保険なし。
※労働日数及び労働時間により、適用される場合があります。

12 退職手当
なし

13 勤務日数、勤務時間・休暇
原則、勤務日数は週3日以内、勤務時間は1日6時間30分以内で、相談に応じます。土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。
※サービス、勤務時間、休暇関係は、人事院規則によります。

14 応募方法

(1) 最寄りのハローワークを経由して応募してください。

ハローワーク提出求人番号 23020-35925601

(2) 履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴及び資格等の事項について、記載の上で提出してください。履歴書の様式は問いません。

(3) 確認書類

新型コロナウイルス感染症の影響により就職の内定を取り消されたり、アルバイト収入を失ったことについての申立書（別添様式1）

(2)及び(3)については、1つの封筒に同封し、愛知労働局総務部労働保険適用・事務組合課募集担当あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記17のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

15 選考方法

書類選考の上、面接を実施します。

16 応募等に関する照会先

愛知労働局総務部 労働保険適用・事務組合課

住所 名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング15階

電話 (052) 219-5503 (担当) 都築・水元